

さいたま市桜区告示第5号

さいたま市印鑑条例（平成13年5月1日条例第200号）第12条第8号の規定に基づき、次の者の印鑑登録を消除したので、これを告示する。

令和7年12月10日

さいたま市桜区長 栗原 ゆり

1 該当者

- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
立山 義光	さいたま市桜区栄和2丁目10番23号 志賀建設（株）	令和7年12月10日

2 連絡先

- 担当 さいたま市桜区役所区民生活部区民課
- 電話 048（856）6144